

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	第3回伊勢崎市高齢者いきいき活躍会議
開 催 日 時	令和5年1月27日(金) 午前9時30分～午前10時30分
開 催 場 所	伊勢崎市役所東館5階第二会議室
出 席 者 氏 名	(委員) 横山議長、西川副議長、監物委員、大貫委員 (事務局) 清水長寿社会副部長、関口生活支援係長、金井主任
傍 聴 人 数	0人
会 議 の 議 題	1 開会 2 協議事項 (1) 条例制定経過について (2) (仮称)伊勢崎市高齢者いきいき活躍条例(案)に関するパブリックコメント手続きの結果について (3) 条例案に係る変更点について (4) 条例の周知について 3 その他 4 閉会
会 議 資 料 の 内 容	1 次第 2 (仮称)伊勢崎市高齢者いきいき活躍条例制定経過について 3 (仮称)伊勢崎市高齢者いきいき活躍条例(素案)に関するパブリックコメント手続きの結果 4 第2回高齢者いきいき活躍会議における素案からの主な変更点 5 伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例(案) 6 伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例逐条解説(案)
会 議 に お け る 議 事 の 経 過 及 び 発 言 の 要 旨	1 開会 2 協議事項 (1) 条例制定経過について 条例制定経過の確認のため、事務局が第2回会議以降の内容の振り返り及び説明を行い、承認された。 【説明の概要】資料1に沿って説明 ・10/3～11/1にパブリックコメントを実施 制定概要を示し、提出意見1件 詳細については後程。 ・12月～法規審査

	内容面は極力手を加えず、題名や細かな規定といった形式的な修正を図った。 ・ 1/27第3回いきいき活躍会議 ・ 1/31に本会議で審議した条例案について庁内の法規審査委員会にかける ・ 2月に庁内関係各課へ条例趣旨説明および計画・施策への反映依頼 ・ 3月の市議会定例会に提出し、4月1日からの施行を目指す (2) (仮称)伊勢崎市高齢者いきいき活躍条例(素案)に関するパブリックコメント手続きの結果について 10/3～11/1に行ったパブコメの結果について資料2のとおり報告を行うとともに、提出された意見に対する市の考えを説明した。 【説明の概要】 ○提出意見について ・ 市内で転居したところ、転居前の地区で行っていた高齢者の見守り活動が転居先では行われていなかった。転居前の地区のような見守り活動は地区役員等を巻き込んで全地区において実施してほしい、という趣旨。 ○提出意見に対する市の考え方について ・ 本条例は高齢者活躍のための基本理念を定めるものであり、見守り活動といった個別具体的な施策を定めるものではない。しかし、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現のためにはいただいた意見の通り、市・市民・関連団体等の相互の連携及び協力による取り組みが必要になると考えており、その旨を本条例の基本理念として定める方針。 【委員の意見】 ・ 地区の実情により、役員・ボランティア・民生委員等の役割や分担状況はかなり異なっており、課題になっていることは事実であるため、今後考慮していくべきである。必要な支援が滞らないよう、団体同士の横の連携を密にしていけばいいと考える。 【委員の意見に対する事務局の考え】 ・ 全市的に一括で足並みをそろえた施策というのは本条例の趣旨に合わないと考える。委員の意見のとおり、地区ごとの実情に合ったやり方で横の連携を図っていくべきだと考える。 (3) 条例案に係る変更点について 第2回会議の際に委員からいただいた意見や、その後の法規審査を経て、前回示した条例案から変更を加えた点について資料3のとおり説明した上で、事務局より資料4の条例案を読み上げた。 【説明の概要】 ・ 題名を「伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の
--	---

	推進に関する条例」に変更。 ・表現にばらつきがあったため題名、前文、目的を「伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の推進」に統一。 ・前回会議までの案では全市民を対象とするような表現であったため、高齢者の活躍推進を図るという趣旨が明確になるよう、前文及び目的において、活躍推進の対象が高齢者である旨を強調した規定に改めた。 ・第2条における各主体の定義を、伊勢崎市安心安全まちづくり条例にあわせ、「団体」を「地域活動団体」に改めた。 ・条文内の表現や言葉遣いを訂正。 ・高齢者が「地域の担い手」として活躍できる社会の実現を目指すことを明記。 【委員の意見】 ①法規審査はもう済んだのか。 ②「D X」から「デジタルトランスフォーメーション」への変更はよいが、高齢者にはそもそもの意味が分かりづらいのではないかと。日本語で説明はできないか。他にも、横文字の多用など、高齢者が分かりづらいような表現は極力避けるべきだと考える。 ③高齢者の定義がないが、高齢者と一括りに捉えてしまうと、若年世代では意にそぐわない方もいるのではないかと。 ④第7条の活躍の機会の確保と第8条の広報及び啓発については、この条文を裏付けとして今後の高齢者関係団体等による施策を推進するという認識で間違いはないか。また、第8条を根拠として、市の広報等で団体の広報活動を行うという認識でよいのか。 【事務局の回答】 ①最終的な法規審査は1/31に控えている。その前の係員レベルでの細かな調整についてはすでに済んでいる。 ②「デジタルトランスフォーメーション」については日本語で適切に置き換えられる言葉がないため、逐条解説による周知の際に改めて説明を検討したい。 ③前回会議でも意見をいただいたが、場面や法律によって高齢者の定義は様々である。年齢等による一律での定義づけは本条例の趣旨にそぐわないと判断した。 ④相違ない。 (4) 条例の周知について 条例が施行されたのちに広報が重要となってくるが、施行日が4月1日からということもあり、即時に対応ができるのはHP上での広報。理念条例ということもあり、一読しただけでは伝わりづらい部分もあるため資料5のような逐条解説を公開する予定である。 【説明の概要】 ○前文 ・前文ではこの条例の解釈のポイントとなる事項を述べている。
--	---

	・伊勢崎市が県内でも有数の人口増加都市として発展してきた中で比較的若年層が多かった本市においても少子高齢化は例外ではない。以上のような背景を踏まえ、社会保障費の増大といった課題が浮き彫りとなっている。しかしながら伊勢崎市においては健康寿命が全国平均を大幅に上回っている。高齢者に特化した条例ではあるがいずれは誰もが高齢者になることを考えれば、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現は若年層にも希望を与えることにもつながると考える。 ○第1条（目的） ・高齢者を支えられる側だけの存在ではなく、地域社会を支える担い手として位置づけ、その活躍を推進する社会の実現に寄与することを目的とする。 ○第2条（定義） ・事業者や地域活動団体を例示するほか、高齢者の定義は定めない旨を記載。 ○第3条（基本理念） ・「創意工夫を生かした取組」についての説明を記載。 ・第1回会議で挙げられたような、その時々合った新たな取組や、工夫を凝らした柔軟な対応が必要であること、技術革新の活用等による新たな活躍の場の創出などを想定している。 ○第4条（市の責務） ・市は高齢者の活躍推進のための総括的な責務を有する立場として、様々な分野に関与する責務があることを記載。 ○第5条（市民の役割） ・対象者を高齢者でなく市民とした理由について記載。 ・他の世代の協力が必要となることや、誰もがいずれは高齢者になるという考えから、高齢期を見据えた施策への関与を若年層にも促す必要がある。 ○第6条（事業者及び地域活動団体の役割） ・「それぞれの実情に応じ」とした理由について記載。 ・事業者等の範囲は多岐にわたり、それぞれの置かれた状況も多種多様であるため、取組の方法も様々であるという考えによる。 ○第7条（活躍の機会の確保等） ・高齢者の技能や知識を生かす場の重要性や具体例について記載。 ○第8条（広報及び啓発） ・市が、必要となる広報及び啓発活動を行う旨を記載。 ○第9条（財政上の措置） ・市が、必要となる財政上の措置に努める旨を記載。 3 その他 特になし 4 閉会
--	--